

東京海上ホールディングス株式会社株式取扱規則

第1章 総則

(目的)

第1条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に際しての
手続等については、定款の規定に基づき、この規則の定めるところによるほか、振替
機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）ならびに口座管理機
関である証券会社および信託銀行等（以下「証券会社等」という。）の定めるところ
による。

② 当会社および当会社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設され
た特別口座の取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等は、この規則の
定めるところによるほか、当該信託銀行の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

(請求または届出)

第3条 この規則による請求または届出は、当会社の定める書式によるものとする。
ただし、当該請求または届出が証券会社等または機構を経由して行われる場合ならび
に第22条第1項に定める場合は、この限りでない。

② 前項の請求または届出について、代理人より行うときは代理権を証明する書面を、
保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を、提出しなければな
らない。

③ 当会社は、第1項の請求または届出が証券会社等または機構を経由して行われた場
合には、当該請求または届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができる
ものとする。

④ 当会社は、第1項の請求または届出をした者に対し、その者が株主または代理人で
あることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。

⑤ 当会社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項の
請求または届出を受理しない。

第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第4条 当会社は、機構より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記録を行う。

② 当会社は、株主名簿に記録される者（以下「株主等」という。）の住所の変更の通
知その他株主名簿に記録される事項の変更に係る通知を受領した場合には、当該通
知に基づき株主名簿への記録を変更する。

③ 前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記録を行う。

(株主名簿に使用する文字等)

第5条 当会社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

第3章 諸届

(株主等の住所および氏名または名称の届出)

第6条 株主等は、住所および氏名または名称を当会社に届け出なければならない。

② 前項の届出または変更は、証券会社等または機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(外国居住株主等の届出)

第7条 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するかまたは通知を受ける場所を定めて、これを届け出なければならない。

② 常任代理人は、前条第1項の株主等に含むものとする。

③ 第1項の届出または変更は、証券会社等または機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(法人等の代表者)

第8条 株主等が法人等であるときは、その代表者1名の役職名および氏名を届け出なければならない。

② 前項の届出または変更は、証券会社等または機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(共有株式の代表者)

第9条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定めてその住所および氏名または名称を届け出なければならない。

② 前項の届出または変更は、証券会社等または機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(法定代理人)

第10条 親権者または後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所および氏名または名称を届け出なければならない。

② 前項の届出、変更または法定代理人の解除は、証券会社等または機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(その他の届出)

第11条 第6条から前条までに規定する届出のほか、当会社に届出をする場合には、証券会社等または機構を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

② 証券会社等で受理または取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

第4章 単元未満株式の買取り

(買取請求の方法)

第12条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等または機構を経由して行うものとする。

(買取価格の決定)

第13条 単元未満株式の買取単価は、前条の請求が、株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

② 前項による買取単価に、買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第14条 当会社は、当会社が別途定めた場合を除き、買取価格の決定日の翌日から起算して4営業日目に、買取請求者に買取代金を支払う。

② 前項の場合、買取価格が剰余金の配当、株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日まで支払う。

(買取株式の移転)

第15条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条の規定による買取代金の支払手続を完了した日に当会社の口座に振り替えられるものとする。

第5章 単元未満株式の買増し

(買増請求の方法)

第16条 単元未満株式の買増しを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等または機構を経由して行うものとする。

(買増請求の制限)

第17条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、買増請求のために保有する自己株式数を超えるときは、買増請求の効力は生じないものとする。

(買増価格の決定)

第18条 単元未満株式の買増単価は、第16条の請求が、株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

② 前項による買増単価に、買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

(買増請求の受付停止)

第19条 当会社は、次の各号に定める日から起算して10営業日前の日から当該各号に定める日までの間、買増請求の受付を停止する。

(1) 3月31日

(2) 9月30日

(3) その他の株主確定日

② 前項のほか、当会社または機構が必要と認めるときは、買増請求の受付を停止することができる。

(買増株式の移転の時期)

第20条 買増請求を受けた単元未満株式は、買増代金が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に買増請求者の口座に対する振替の申請を行うものとする。

第6章 株主権の行使方法

(書面交付請求および異議申述)

第21条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）および同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等または機構を通じてする場合は、証券会社等または機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等の行使方法)

第22条 社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第147条第4項

に定める少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、記名押印した書面により、証券会社等が交付した個別株主通知（振替法第154条第3項に定める通知をいう。）の申出をしたうえで行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

- ② 前項の少数株主権等の行使については、第3条第2項、第4項および第5項を適用するものとする。

（株主提案議案の株主総会参考書類）

第23条 前条第1項に定めるところにより株主提案権が行使された場合、提出議案につき、以下に記載の字数を超えるときは、株主総会参考書類にその概要を記載することができるものとする。

- （1）提案の理由
各議案ごとに400字
- （2）取締役および会計監査人の選任に関する事項
各候補者ごとに400字

第7章 手数料

（手数料）

第24条 当会社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。

- ② 株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

第8章 機関投資家の総会出席

（定義）

第25条 定款第18条に規定される「信託銀行等の名義で株式を保有し自己名義で保有していない機関投資家」（以下「機関投資家」という。）とは、法人その他の団体であって次の各号に定める者のうち、当会社の株式に係る議決権行使の指図権限を現に有する者とする。ただし、当該者が指図権限を有する議決権について、議決権を代理行使する株主総会において当該者以外に議決権行使の指図権限を有する者がいない者に限る。

- （1）信託銀行の名義で株式を保有し、自己名義で保有していない機関投資家または当該機関投資家との投資一任契約に基づき投資指図権を有する者
- （2）投資信託及び投資法人に関する法律第2条に定める委託者指図型投資信託の委託会社
- （3）証券保管銀行（カストディアン）もしくは証券会社等（ノミニー）の名義で株式を保有している日本国外に所在する機関投資家または当該機関投資家との投資一任契約に基づき投資指図権を有する者

（機関投資家による議決権の代理行使）

第26条 機関投資家は、次条から第29条までの要件および手続きを満たすことを条件として、当会社の株主総会に出席して議決権を代理行使することができる。

（議決権を代理行使できる機関投資家の員数）

第27条 議決権を代理行使することができる機関投資家は、株主名簿に記録された株主（以下「名義株主」という。）1名につき1名とする。

- ② 前項の規定にかかわらず、同一の株主総会において議決権の代理行使を希望する機関投資家が名義株主1名につき複数存在する場合において、合理的な理由により当会社が複数名の出席を必要と認めた場合には、機関投資家1名につき1名の出席を認めることができる。

(機関投資家および名義株主による合理的協力)

第28条 議決権の代理行使を希望する機関投資家は、直接または名義株主もしくは常任代理人を経由して株主総会の2週間前までに当会社はその旨を通知しなければならない。

② 議決権の代理行使を希望する機関投資家およびその名義株主は、機関投資家が株主総会に出席しても当該総会における議決権の集計その他の総会運営が正確にかつ円滑になされるよう、当会社に対して合理的な協力を行うものとする。

(提出書類等)

第29条 議決権の代理行使を希望する機関投資家は、その名義株主または常任代理人と協働して、次の各号の書類を当会社があらかじめ指定した者宛てに提出するものとする。

- (1) 委任状
- (2) 当会社が定める様式の議決権代理行使に関する証明書
- (3) 本人確認書類
- (4) 職務代行通知書その他当会社が要請する書面

② 前項の場合において、日本国外に所在する機関投資家であって、名義株主が作成した書類を常任代理人を通じて当会社に提出するときは、当該常任代理人による当該書類の作成の真正を証する書類を併せて提出するものとする。

③ 前2項に掲げる書類の提出期限は以下のとおりとする。

- (1) 写し 株主総会の3営業日前までに提出する
- (2) 原本 株主総会当日に持参して提出する

第9章 改廃権限

(改廃)

第30条 本規則の重要な改定および廃止は、経営会議付議のうえ、法務コンプライアンス部担当の業務執行役員が決定する。その他の改定は、法務コンプライアンス部担当の業務執行役員が決定することができる。ただし、軽微な修正は、法務コンプライアンス部 ディパートメントヘッドが行うことができる。

2002年4月2日施行
2003年4月1日改定
2003年5月6日改定
2003年6月27日改定
2005年10月1日改定
2006年5月2日改定
2006年9月30日改定
2007年11月20日改定
2008年7月1日改定
2009年1月5日改定
2022年9月13日改定
2026年6月29日改定

以上